

内容

I. 付加価値税

- 海外の展示会で販促活動するために輸出される商品の VAT 算定に関する 2017 年 11 月 6 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター71452/CT-TTHT 号

II. 法人税

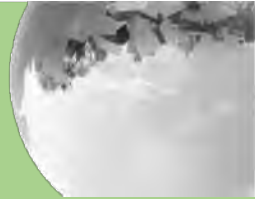
- 企業の吸収合併に関する税制ガイダンスに対する 2017 年 11 月 3 日付財務省発行オフィシャルレター14881/BTC-CST 号
- 2019 年 1 月 1 日以降の借入利息の損金算入規制に関する草案
- 配当の海外送金に関するオフィシャルレター19049/CT-TT&HT 号

III. インボイス

- 水道光熱費のインボイス発行に関する 2017 年 10 月 27 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター10695/CT-TTHT 号

IV. その他

- 2018 年の国庫予算に関する議決（2018 年 7 月 1 日以降、基礎賃金が月額 1,390,000VND へ。）



I. 付加価値税

海外の展示会で販促活動するために輸出される商品の VAT 算定に関する 2017 年 11 月 6 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター71452/CT-TTHT 号

税率 0%の適用条件に関する 2013 年 12 月 3 日付財務省発行通達 219/2013/TT-BTC 号第 9 条 1 項には、“以下の場合は、規定により輸出とみなされる”と記載されている。

+ 輸出品 (海外の展示会における売却) ”

また第 9 条 2 項には、以下の通り税率 0%の具体的適用条件が記載されている。

“a, 輸出品について

...

+ 銀行で振り込んだことを示す証憑及び規定に基づくその他証憑がある。

そして輸出品の仕入 VAT 控除、還付の条件が記載された第 17 条 4 項によると、

“本通達の第 16、17 条に基づき、税関による承認を得られた一方で、詳細な手続きが実施されず、関連書類がない場合、その輸出品に対して売上 VAT は計上出来ず、仕入 VAT も控除出来ない。”

よって、

企業が展示会での販促活動を目的に海外へ商品を輸出した後、無償贈与へ変更となりベトナムに再輸入しない場合、変更になった時点で規定に基づく商業インボイスを使用しなければならない。

無償贈与となった場合には、銀行で振り込んだことを示す証憑がないため、税率 0%を適用できない。また税関による承認を得られても、無償贈与であるために当該商品に対して売上 VAT は計上出来ず、仕入 VAT も控除出来ない。

II. 法人税

企業の吸収合併に関する税制ガイダンスに対する 2017 年 11 月 3 日付財務省 発行オフィシャルレター14881/BTC-CST 号

+ インボイスについて

通達 219/2013/TT-BTC 第 5 条 7 項 c 点に基づき、吸収合併において資産を移転する際、吸収される企業は VAT インボイスを発行する必要はないが、資産移転文書を自社にて作成するとともに、資産取得時の関連書類を吸収する企業に渡す。

+ 法人税確定申告について

吸収される企業は合併時点までで法人税の確定申告を行い、通達 151/2014/TT-BTC の第 16 条に従って税務義務を完了させる。確定申告のために資産再評価を行う必要はない。



+ 固定資産の再評価・償却について

通達 151/2014/TT-BTC 第 2 条に基づき、吸収する企業は、吸収される企業の資産を再評価し、再評価額で資産の計上・減価償却を行うことができる。

+ 借入利息について

2015 年以前の借入利息は、譲渡時に購入価値に加算される。一方、2015 年以降の借入利息は通達 96/2015/TT-BTC 号の第 4 条で規定される条件を満たせば財務費用に計上され、損金算入出来る。

2019 年 1 月 1 日以降の借入利息の損金算入規制に関する草案

財務省は付加価値税法、特別消費税法、法人税法、個人所得税法、資源税法の幾つかの条項を補足・修正する法律の草案を政府へ提出した。この草案が通過した場合、2019 年 1 月 1 日より発効となる。

今回の草案の中で注目されている重要な項目の一つが、借入利息の損金算入上限に関する新規定である。払込資本金に対する借入資本の割合が一定の比率を超過する場合、超過分の借入利息は損金否認される。

具体的には、製造企業は払込資本金の 5 倍、その他分野の企業は 4 倍、銀行・金融機関は 12 倍に制限される。総資本金に対する払込資本金の割合が別途規制されている業種の場合、その規制に従い借入利息の損金算入枠が定められる。

現行の規定では、特に規制がないため、借入資本金に頼ってしまい、少額の払込資本金で運営を行っている企業が少なくない。外資系企業においても、特に不動産・商社及びサービス企業で売上が毎年確実に増加し、投資規模を拡大しているにもかかわらず、毎年決算が赤字となっているケースが多々見受けられる。この赤字の原因の一つが、親会社への借入利息の支払いによる財務費用負担である。統計データによると、ベトナム全国で外資系企業は約 9,400 社あり、借入資本金／払込資本金の割合の指数で見ると平均 0.57 倍であるが、商社の場合は 1.8 倍である。

今回の新規制が実施される場合は、企業と国全体の財務健全性だけではなく、経済の再編成及び移転価格の防止の一助にもなると期待されている。

配当の海外送金に関するオフィシャルレター19049/CT-TT&HT 号

本オフィシャルレターによると、当期に利益が発生し、法人税納税義務を履行しており、未納税金がない場合、企業は株主に配当送金できる。

+ 株主が外国法人の場合は、配当を海外へ送金する遅くとも 7 営業日前に、企業が通達 186/2010/TT-BTC 号で定められている様式に従って税務局へ通知する必要がある。

+ 株主が個人の場合は、配当の海外送金を行う前に、（個人株主が自ら直接税務局に申告する場合を除き）企業が配当所得より個人所得税を 5%源泉徴収し、申告納付を行う必要がある。

参考文献

配当の海外送金に関する 2010 年 11 月 18 日付財務省発行通達 186/2010/TT-BTC 号第 3 条 1 項及び第 4 条 1、3 項

個人所得税に関する 2013 年 8 月 15 日付財務省発行通達 111/2013/TT-BTC 号第 10 条 2 項及び第 25 条 1 項



III. インボイス

インボイス発行に関する 2017 年 10 月 27 日付ホーチミン市税務局発行 オフィシャルレター10695/CT-TTHT 号

本オフィシャルレターによると、企業がビルで他の企業（以下、代行企業）と水量計を共同利用する場合、代行企業は立替支払金を受領する際にインボイスを発行し、VAT（5%）計算に入れなければならない。

当該インボイスは、企業が VAT 申告・控除を実施し、費用に計上する根拠となる。

参考文献

- + 付加価値税のガイダンスに関する 2013 年 12 月 3 日付通達 219/2013/TT-BTC 号
- + 法人税の損金算入に関する 2015 年 6 月 22 日付財務省発行通達 96/2015/TT-BTC 号第 4 条
- + 販売、サービス提供に伴うインボイス作成に関する 2014 年 3 月 31 日付財務省発行通達 39/2014/TT-BTC 号第 16 条 1b

IV. その他

2018 年の国庫予算に関する議決

基礎賃金が月額 1,310,000VND から 1,390,000VND へと引き上げられる。これに伴い、社会保険料の計算基準となる金額上限が月額 26,000,000VND から 27,800,000VND へ、そして産休一時支給金（基礎賃金の 2 倍が上限）が月額 2,600,000VND から 2,780,000VND に引き上げられる。

本規定は 2018 年 7 月 1 日より有効になる。

2005 年から現在における基礎賃金の変遷は以下の通りである。

- 2005 年 01 月 02 日以降 : VND290,000、Decree 203/2004/ND-CP
- 2005 年 10 月 01 日以降 : VND350,000、Decree 118/2005/ND-CP
- 2006 年 01 月 01 日以降 : VND450,000、Decree 94/2006/ND-CP
- 2008 年 01 月 01 日以降 : VND540,000、Decree 166/2007/ND-CP
- 2009 年 05 月 01 日以降 : VND650,000、Decree 33/2009/ND-CP
- 2010 年 05 月 10 日以降 : VND730,000、Decree 28/2010/ND-CP
- 2011 年 05 月 01 日以降 : VND830,000、Decree 22/2011/ND-CP
- 2012 年 05 月 01 日以降 : VND1,050,000、Decree 31/2012/ND-CP
- 2013 年 07 月 01 日以降 : VND1,150,000、Decree 66/2013/ND-CP
- 2016 年 05 月 01 日以降 : VND1,210,000、Decree 47/2016/ND-CP
- 2017 年 07 月 01 日以降 : VND1,300,000、Decree 47/2017/ND-CP
- 2018 年 07 月 01 日以降 : VND 1,390,000



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>